取手市告示第22号

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の6第1項の規定に基づき 特定生産緑地の指定を解除したので、同法第10条の6第2項の規定において 準用する第10条の2第4項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年2月16日

取手市長 中村 修

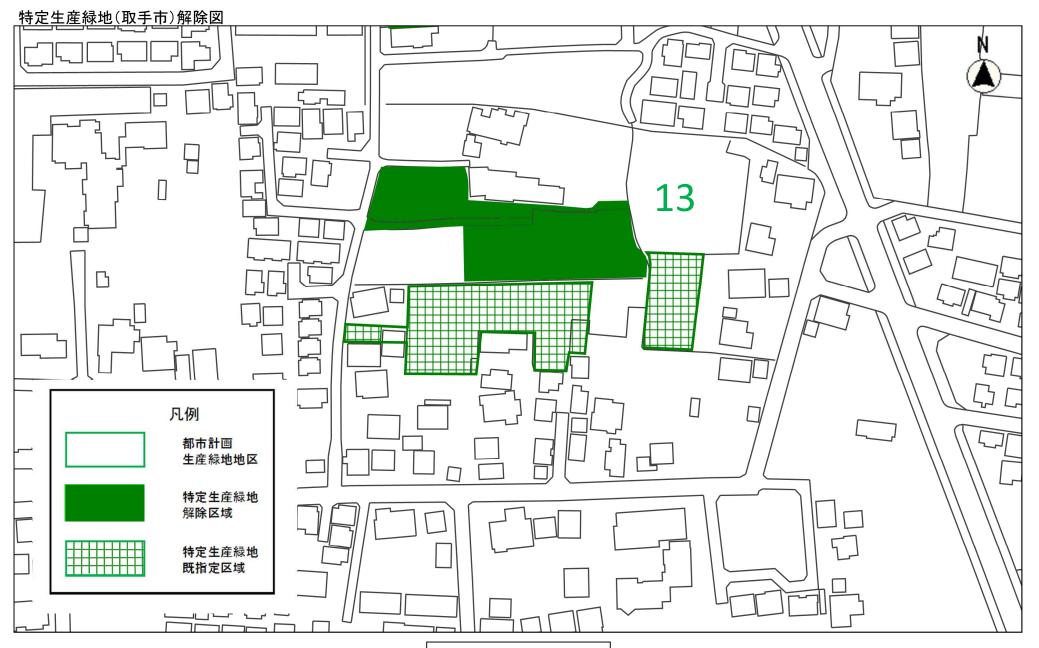
1 特定生産緑地の指定解除区域及び面積 別紙のとおり

特定生産緑地(取手市)の解除

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定において準用する第10条の2第4項の規定により、次のとおり公示する。

番号	生産緑地地区番号	位置	特定生産緑地の面積	公示日
13	9	井野字前土井地内	3, 133 m²	令和6年2月16日

「区域は指定図表示のとおり」



縮尺 1:1500

(C)PASCO (C)Geo Technologies